消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（注記の区分） **第百九条**　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一～四　（略） 四の二　会計上の見積りに関する注記 五～十七　（略） ２　次の各号に掲げる注記には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。 一　会計監査人監査組合以外の組合の注記　前項第一号、第四号の二、第五号及び第十三号に掲げる項目 二　（略） （重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第百十二条**　（略） ２　組合が組合員との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、前項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 一　当該組合の主要な事業における組合員との契約に基づく主な義務の内容 二　前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 三　前二号に掲げるもののほか、当該組合が重要な会計方針に含まれると判断したもの （会計上の見積りに関する注記） **第百十三条の三の二**　会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。 一　会計上の見積りにより当該事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの	（注記の区分） **第百九条**　注記は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。 一～四　（略） （新設） 五～十七　（略） ２　次の各号に掲げる注記には、当該各号に定める項目を表示することを要しない。 一　会計監査人監査組合以外の組合の注記　前項第一号、第五号及び第十三号に掲げる項目 二　（略） （重要な会計方針に係る事項に関する注記） **第百十二条**　（略） （新設）

二　当該事業年度に係る決算関係書類又は連結決算関係書類の前号に掲げる項目に計上した額

三　前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

２　個別注記に注記すべき事項（前項第三号に掲げる事項に限る。）が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

（収益認識に関する注記）

第百二十条の二　収益認識に関する注記は、組合が組合員との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における収益を理解するための基礎となる情報に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

（削る）

２　前項に掲げる事項が第百十二条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

３　第一項の規定により個別注記に注記すべき事項が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

（収益認識に関する注記）

第百二十条の二　収益認識に関する注記は、組合が組合員との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項とする。

一　当該組合の主要な事業における組合員との契約に基づく主な義務の内容

二　前号の義務に係る収益を認識する通常の時点

（新設）

２　前項の規定により個別注記に注記すべき事項が連結注記に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記にその旨を注記するときは、個別注記における当該事項の注記を要しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第百九条第一項第四号の二及び第二項第一号並びに第百十三条の三の二の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

第三条　新規則第百十二条第二項及び第百二十条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。